



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 みずほ信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 池田 輝彦
本店所在地 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
コード番号 8404 (東証第一部、大証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 138 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 旧担保附社債信託法の改題および社債等登録法の廃止に伴い変更、削除するものであります。
- (2) 平成 19 年 9 月 5 日付で第一種優先株式の一部を取得および消却したことに伴い、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を減ずるものであります。
- (3) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(目的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ↳ (条文省略) 4. 5. 担保附社債信託法、 <u>社債等登録法</u> その他の法律により銀行または信託会社が営むことのできる業務 6. (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1. ↳ (現行どおり) 4. 5. 担保付社債信託法、その他の法律により銀行または信託会社が営むことのできる業務 6. (現行どおり)	・旧担保附社債信託法の改題および社債等登録法の廃止に伴い変更、削除するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由																								
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>15,980,565,372</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 <table><tr><td>普通株式</td><td>13,700,000,000株</td></tr><tr><td>第一種優先株式</td><td><u>280,565,372</u>株</td></tr><tr><td>第三種優先株式</td><td>800,000,000株</td></tr><tr><td>第四種優先株式</td><td>400,000,000株</td></tr><tr><td>第五種優先株式</td><td>400,000,000株</td></tr><tr><td>第六種優先株式</td><td>400,000,000株</td></tr></table>	普通株式	13,700,000,000株	第一種優先株式	<u>280,565,372</u> 株	第三種優先株式	800,000,000株	第四種優先株式	400,000,000株	第五種優先株式	400,000,000株	第六種優先株式	400,000,000株	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>15,932,565,372</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 <table><tr><td>普通株式</td><td>13,700,000,000株</td></tr><tr><td>第一種優先株式</td><td><u>232,565,372</u>株</td></tr><tr><td>第三種優先株式</td><td>800,000,000株</td></tr><tr><td>第四種優先株式</td><td>400,000,000株</td></tr><tr><td>第五種優先株式</td><td>400,000,000株</td></tr><tr><td>第六種優先株式</td><td>400,000,000株</td></tr></table>	普通株式	13,700,000,000株	第一種優先株式	<u>232,565,372</u> 株	第三種優先株式	800,000,000株	第四種優先株式	400,000,000株	第五種優先株式	400,000,000株	第六種優先株式	400,000,000株	・第一種優先株式の消却に伴い、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を減ずるものであります。
普通株式	13,700,000,000株																									
第一種優先株式	<u>280,565,372</u> 株																									
第三種優先株式	800,000,000株																									
第四種優先株式	400,000,000株																									
第五種優先株式	400,000,000株																									
第六種優先株式	400,000,000株																									
普通株式	13,700,000,000株																									
第一種優先株式	<u>232,565,372</u> 株																									
第三種優先株式	800,000,000株																									
第四種優先株式	400,000,000株																									
第五種優先株式	400,000,000株																									
第六種優先株式	400,000,000株																									
(任 期) 第32条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(任 期) 第32条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (現行どおり)	・取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。																								

以 上